

# 医療措置協定の協議 Q&A

令和6年2月26日時点

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課

**Q 1** 措置の対象となる基準は、必ず満たさなければならないのか。

**A 1** 国の参酌基準に基づき、各医療機関の地域における役割や新型コロナの対応実績等を勘案し、基準を決定しておりますので、措置協定締結に当たりその基準を満たしていただくよう御協力願います。

なお、病床数については、医療機関の病床数（一般病床を基本とする）の3%を目安に、発熱外来については、1日あたり10人以上の診察が基準となっておりますので、特別の事情がある場合は、個別に御協議させていただきたいと考えております。

**Q 2** 後方支援を行う医療機関との連携は、どのように確保するのか。どのように担保するのか。

**A 2** 道では、地域の実情や各医療機関の地域における役割などを勘案し、後方支援医療機関の確保に努めていきます。

また、後方支援医療機関との連携は、後方支援医療機関のリスト作成及びG-MISによる受け入れ可能病床数の把握などを行い、後方支援医療機関への転院支援・調整の仕組みを構築する考えです。

**Q 3** 結果的に目安（基準）どおりに医療提供しなかった場合（1日の外来患者9人以下など）、措置の対象とならないのか。

**A 3** 流行初期医療措置確保の対象となる医療機関において、体制を整えていたにも関わらず、結果的に1日に10人以上の患者の診察を行った日がない場合であっても、流行初期医療確保措置の対象となります。

また、病床の確保については、例えば20床で協定締結していた場合であっても、感染状況を踏まえ、医療機関によっては、段階的にまずは10床での対応を要請することが考えられますが、措置の対象となります。

**Q 4** 第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関とは、どのような制度か。指定により、どのような責務やメリットがあるのか。

**A 4** 協定指定医療機関とは、医療措置協定等に基づき、都道府県知事が指定した病院、診療所等をいいます。第一種協定指定医療機関は、入院医療担当する医療機関（病院、有床診療所）、第二種協定指定医療機関は、発熱外来や自宅療養者等の医療提供を担当する医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）であり、感染症指定医療機関医療担当規程（平成11年厚生省告示第42号）に基づき対応することとされております。また、協定指定医療機関が協定に基づき行う感染症医療は、公費負担の対象となるものです。

協定締結により、感染症発生時の流行初期期間、又は流行初期期間経過後のそれ

それぞれのフェーズにおいて、①病床、②発熱外来、③自宅療養者に対する医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣について知事の要請に基づき提供する義務を負います。

なお、「流行初期医療確保措置」として、一般医療の提供を制限して、流行初期の感染症医療の提供をすることに対し、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間（公表から3ヵ月程度を想定）に限り、財政支援を行うことが法制化されています。

また、現在、中央社会保険医療協議会では、令和6年度診療報酬改定における検討として、感染対策向上加算等の要件が協定指定医療機関であることの見直しなどが議論されているところです。

**Q5** 医療措置協定は必ず締結しなければならないのか。締結に関する協議は必ず受けなければならないのか。

**A5** 改正感染症法では、協議を求められた医療機関の管理者は、その協議に応じなければならないと規定されていますので、御理解と御協力を御願いたします。

また、都道府県知事は医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときに医療措置協定を締結するものとされておりますので、必ず締結しなければならないものではありませんが、道としては、新興感染症の発生・まん延に備えるため、できるだけ多くの医療機関の皆様へ御協力を御願いたいと考えております。

**Q6** 協定を締結すると、その内容は公表されるのか。

**A6** 医療措置協定を締結すると、感染症法第36条の3第5項に基づき、当該協定の内容を道より公表することとなっております。

公表する内容は、医療機関名及び協定項目（病床の確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材派遣）を一覧の形で道のホームページにて公表することとなります。

なお、感染症発生・まん延時には、新型コロナでの対応と同様に、例えば発熱外来について、診療時間や対応可能な患者（例えば小児等）など、患者の選択にわかりやすい情報の公表を行うことを想定しております。

**Q7** 医療機関名の公表は断りたいが、可能か。

**A7** 改正感染症法上、協定締結いただいた場合、医療機関名の公表を行うこととされておりますので、御理解願います。

**Q 8** 発熱外来、自宅療養者への医療の提供において、かかりつけ患者（自院にかかっている患者）のみへの措置は、協定締結の対象となるか。

**A 8** かかりつけ患者に限って対応する旨を協定書に明記していただくことにより協定締結することは可能です。

なお、流行初期医療確保措置の対象となる協定におきましては、流行初期から地域の新興感染症への医療提供体制を機動的に立ち上げることを目的としておりますので、かかりつけ患者に限らず地域住民の診療を行っていただくよう御願いたします。

**Q 9** 個人防護具の購入費の補助はないのか。

**A 9** 現状では、個人防護具の購入費につきましては、各機関においてご負担いただくこととなっております。

個人防護具の備蓄に当たっては、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用いただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、回転型での備蓄を推奨しております。

なお、医療機関等における個人防護具の平時からの備蓄をはじめ、感染症危機への備え等に係る財政支援等については、今後、関係団体などのご意見も伺いつつ、全国知事会とも連携しながら、必要に応じ、国への要望を検討してまいります。